

社会福祉法人梅檀双葉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅檀双葉会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬、交通費及び宿泊費等（以下、「報酬等」という。）の支給に関して、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において役員等とは、理事長、理事、監事、評議員をいう。
- (2) 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 交通費及び宿泊費等は、旅行に必要な運賃、宿泊費の実費弁償費として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、無報酬とする。

(旅費の支給)

第4条 役員等が下記の各会議に出席した場合は、交通費1,000円を支給する。

名 称	交 通 費
理事会	1,000円
評議員会	1,000円
監事監査	1,000円

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務の為又は各種研修・研究大会及び視察等のために出張するとき、交通費及び宿泊費を下記のとおり支給する。

交通費	実 費
宿泊費	実 費

- 2 出張旅費については、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後に精算することができる。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年3月31日（評議員会の議決日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。